

野中義美税理士事務所 通信

No.83

今月のテーマ「ワクチン接種の委託料は課税対象」

1. Q 国内で新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種が広まりつつあるなか、市町村のワクチン接種事業に関して、医療機関が市町村と委託契約を結び、委託料を受け取るケースがあります。この場合の委託料の課税関係を教えて下さい。



A この場合の委託料については、医療機関が市町村に対してワクチンの接種事業を行うという役務提供の対価であることから、所得税法上も消費税法上も課税対象になります。また、企業や大学などの職域単位で新型コロナのワクチン接種を行う職域接種の場合も同様の課税関係になります。

2. Q 企業が外部の医療機関に委託して従業員等への接種を行ってもらう場合、支払う委託料に係る消費税の課税仕入の用途区分はどうなるでしょうか。

A 企業が全従業員を対象にワクチン接種を行ってもらう場合その委託料は業務全般における課税仕入れとして、仕入税額控除における個別対応方式の用途区分は「共通対応」となります。

3. Q 昨今の報道にもありますように、ワクチンの供給不足や打ち手の確保困難などから、全従業員に一律にワクチン接種ができないケースも考えられます。仮に、全従業員は難じものの、一部の従業員へのワクチン接種が可能で、機会損失とならないよう、営業部門や製造部門で売上げに関わる特定部署に対して、ワクチンを行ってもらうという委託契約の場合の用途区分はどうなりますか。

A その委託料は課税売上げにのみ要する課税仕入れとして、用途区分は「課税売上対応」になるでしょう。例えば、企業X社が医療機関と委託契約を結んだものの、全従業員200人のうち、確保できたワクチンは50人しかなく、やむを得ず、総務や経理などの非製造部門を除き、先に売上に係る部署にワクチン接種をしてもらうとします。この場合、医療機関に支払う委託料は、課税売上のみに必要な課税仕入となることから、個別対応方式の用途区分は「課税売上対応」となる。ただし、医療機関がワクチンを確保でき次第、残り150人にもワクチンを接種を行ってもらうという委託契約の場合であれば、その委託料は結果的に、課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れに係るものとして、仕入税額控除における用途区分は「共通対応」となることに留意して下さい。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

8月放送は 8月10日、24日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～
8月 5日、19日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の
一句

三日月小学校時代、毎日野球の練習をしていました。そこで一句！

「白球が 青い空飛ぶ 入道雲」(袖に三日月のマーク)

♪ サマータイムブルームが聴こえる2番 吉田 拓郎

今日の
一言

「順理則裕」(浅沢栄一の座右の銘の一つ)

(理にしたがえば、すなわちゆたかなり) =意味
これは「道理に従って行動することが、繁栄につながる」

〔九紫火星〕
地道に努力することが、結果に繋がります。
疲れが溜まりやすい時です。心と体のバランスに十分気をつけて下さい。

〔八白土星〕
他の人を上手に乗せながら上手く人間関係を築くことが、次の段階に進むときの手助けとなります。人脈作りが大切です。

〔七赤金星〕
忙しくなりそうです。順調に物事は進みます
周囲との和が大切です。独りよがりにならないよう気に気をつけて下さい。周囲の協力を得られることが運気UPに！

〔五黄土星〕
運気は上昇中です。焦らず、眞面目にコツコツ進めることができます。慎重さが必要となります。水分の摂取に気をつけて下さい。

〔四緑木星〕
気力、体力ともに充実していますが、突っ走ると怪我をします。慎重さが必要となります。水分の摂取に気をつけて下さい。

〔三碧木星〕
甘いささやきに乗らないように注意して下さい。思わず落とし穴が。体調も崩れやすくなります。健康管理には十分注意して！

社会運が良好です。調子に乗って散財しないように気をつけて下さい。目上のの方の意見に耳を傾けて下さい。運気UPに！

九星占い (8月)